

顔識別システムの基本動作

顔検出: 画像から「顔を見つけること」

- ・顔の個数
- ・顔の位置
- ・顔の大きさ
- ・顔らしさ度 等



切り出し



ログとして保存

データベース



顔照合: 「同一人物かを判定すること」

- ・2つの顔が同じかどうかを判定する
- ・2つの顔の合致度を取得する
- ・DB中に同じ顔があるかどうかを判定する
- ・DBを似ている順に並べ替える 等々



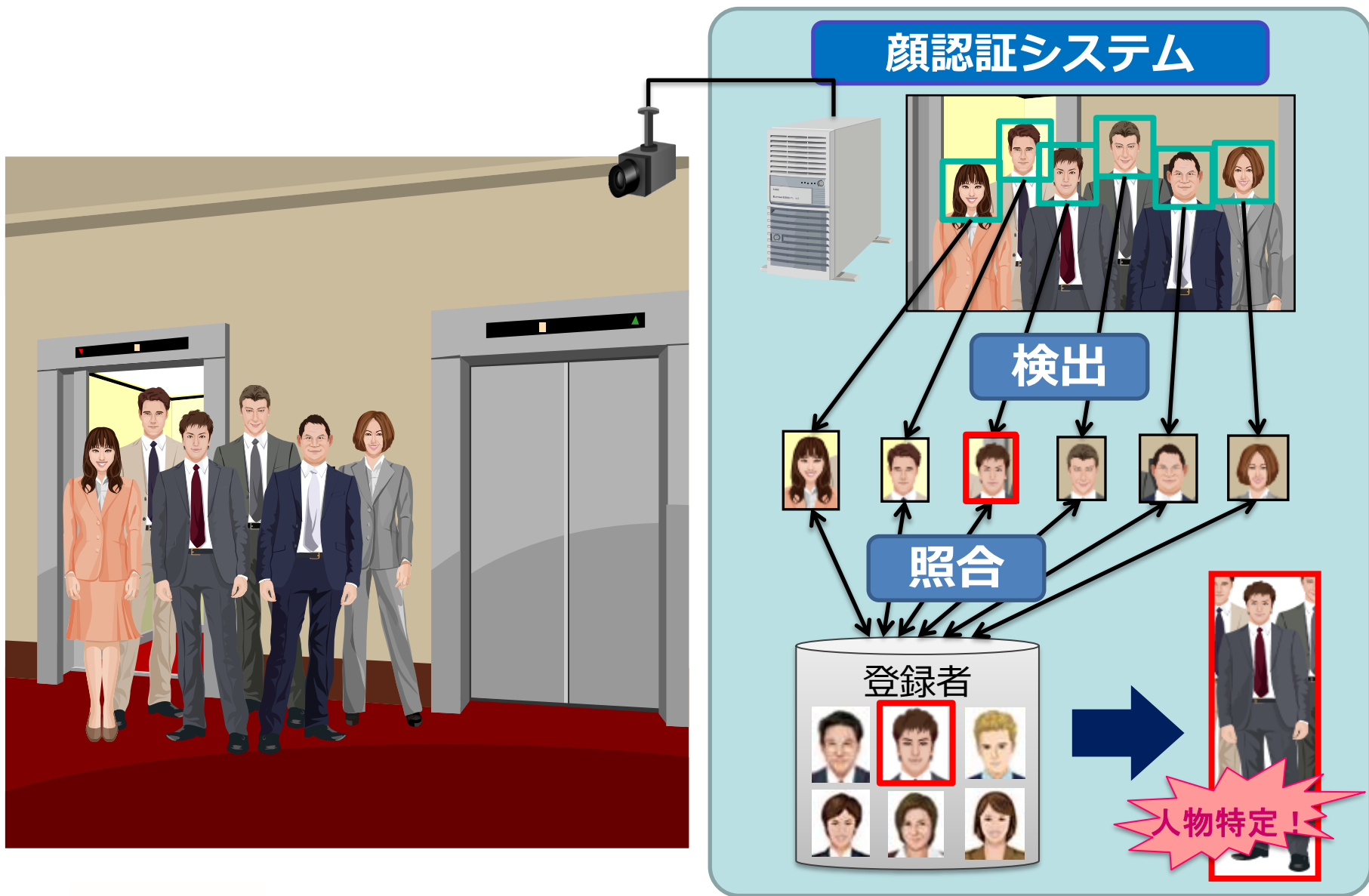
比較



データベース



顔識別システムの基本動作



顔識別システム導入時の注意点①

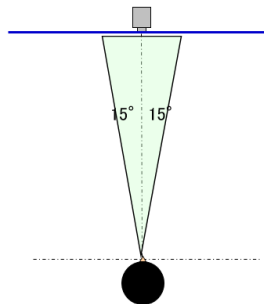
カメラ画像による認証の為、撮像環境により精度が変化します

以下により良好な撮影環境構築のポイントを記載します

- ①顔の向き
- ②顔周辺の装着物(眼鏡、マスク、サングラス、帽子)
- ③カメラの画角
- ④照度 500LUX程度の照度が理想などメーカー推奨値あり
- ⑤採光条件(にし日、反射光など)

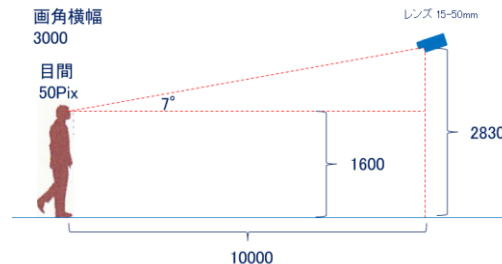
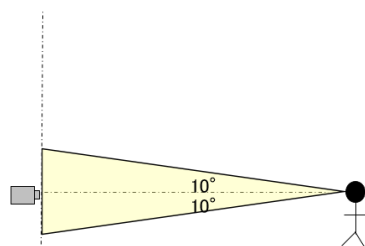
技術面では、様々な
利用環境や条件への
対応が必要

1. 左右の許容範囲について
中心から左右に15度



顔の向き

2. 上下の許容範囲について
中心から上下に10度以内



カメラの画角



照度

顔識別システム導入時の注意点②

個人情報保護法遵守の為、導入企業コーポレートサイトや、店頭での告知が義務つけられています

■ 顔識別機能付きカメラシステムを利用する際の個人情報保護法上の留意点

基本的な考え方

- 顔識別機能付きカメラシステムに関与する事業者は、個人情報保護法に基づく義務を履行するのみならず、自ら情報発信して透明性を確保することが重要です。
- 単に本文書に記載した対応をそのまま実施したり、類似事例と同様の対応をするのではなく、**個別具体的な事案に応じて透明性の確保や適正な運用のために必要な措置を講ずることが重要**です。



項目	留意すべき点	詳細								
利用目的の特定、通知・公表	顔識別機能付きカメラシステムを利用する場合には、①利用目的の特定(法17条1項)、②利用目的の通知・公表(法21条)をしなければならない。利用目的の特定については、 (i)防止したい事項等(ii)顔識別機能を用いていること の2点から特定を行わなければならない。									
		<table border="1"><thead><tr><th></th><th>顔識別機能付きカメラシステムの場合</th><th>従来型の防犯カメラの場合(参考)</th></tr></thead><tbody><tr><td>利用目的の特定</td><td>防止したい事項+顔識別機能を用いていること (例:「顔識別機能付き防犯カメラを利用したテロ防止、万引防止等」)</td><td>防止したい事項 (例:「テロ防止、万引防止等」)</td></tr><tr><td>利用目的の通知・公表</td><td>通知・公表をしなければならない (法21条4項4号には該当しない)</td><td>設置状況等から利用目的が防犯目的であることが明らかである場合には、通知・公表は不要 (法21条4項4号)</td></tr></tbody></table>		顔識別機能付きカメラシステムの場合	従来型の防犯カメラの場合(参考)	利用目的の特定	防止したい事項+ 顔識別機能を用いていること (例:「顔識別機能付き防犯カメラを利用したテロ防止、万引防止等」)	防止したい事項 (例:「テロ防止、万引防止等」)	利用目的の通知・公表	通知・公表をしなければならない (法21条4項4号には該当しない)
	顔識別機能付きカメラシステムの場合	従来型の防犯カメラの場合(参考)								
利用目的の特定	防止したい事項+ 顔識別機能を用いていること (例:「顔識別機能付き防犯カメラを利用したテロ防止、万引防止等」)	防止したい事項 (例:「テロ防止、万引防止等」)								
利用目的の通知・公表	通知・公表をしなければならない (法21条4項4号には該当しない)	設置状況等から利用目的が防犯目的であることが明らかである場合には、通知・公表は不要 (法21条4項4号)								

令和5年6月個人情報保護委員会発行

「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」リーフレットより引用

小売業向け万引防止用 推奨顔認証システム検定制度について



本制度の目的

推奨顔認証システム検定制度は、個人情報保護法を順守し、その運用が満足できるシステムを推奨しております。

推奨製品ステッカー 推奨メーカー一覧



製品導入店向け ステッカー

- ① パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社 FacePRO WV-ASF950
- ② NeoFace KAOATO
NEC 顔認証アプライアンスサーバ 代表品番:N8100-2853、P1-A01C21234
- ③ グローリー株式会社 来訪者検知システム ISP-415、ISP-416
- ④ 株式会社GeoVision Ai FR Server JVS-GOFR
- ⑤ リアルネットワークス株式会社 AI顔認証ソフトウェア SAFR®

【顔識別システムの設置店舗数と売上】

* 報告書 P22

<2023年の状況>

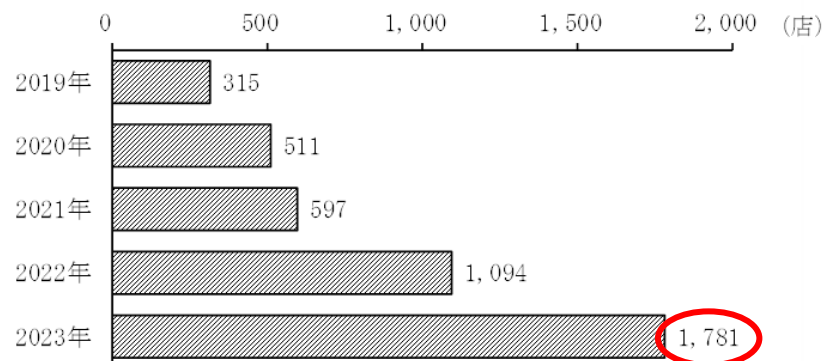
2023年の顔識別システムの設置店舗数は1,781店で、売上(出荷金額)は18億1,620万円である。

<2019年からの推移>

設置店舗数は、2019年は315店であったが、2020年(511店)、2021年(597店)と増加が続き、2022年(1,094店)、2023年(1,781店)は大きく増加した。

売上(出荷金額)も同様に伸びており、2019年は4億8,600万円であったが、2020年(8億9,527万円)、2021年(9億7,876万円)、2022年(13億9,924万円)、2023年(18億1,620万円)と増加している。

図表 1 5 顔認証システムの設置店舗数 (問 7)



図表 1 6 顔認証システムの売上 (出荷金額) (問 8)

